

各 位

障害福祉認定給付課
障害福祉事業者課

生活介護における短時間利用減算について

平成30年度の報酬改定により、生活介護における短時間利用減算が創設され、厚生労働省から「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1（平成30年3月30日）」の問49から問52において、その取扱いが示されたところです。併せて、平成30年5月2日付（障生第1118号）大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長「生活介護における短時間利用減算について（依頼）」において、その取扱について示されました。

当市においては、下記のとおりのお取り扱いといたしますので、適切なご対応をお願いいたします。

記

- 1 特定相談支援事業者においては、重度の身体障がいや精神障がい等、障がい特性等に起因するやむを得ない理由により5時間未満の利用になってしまう利用者について、5時間未満の利用がやむを得ない理由をサービス等利用計画の備考欄等に明記してください。
- 2 特定相談支援事業者においては、**既にサービス等利用計画を本市に提出済**であって、当計画に5時間未満の利用がやむを得ない理由が明記されていない場合は、**再提出は不要**ですので、当計画に追記する又は当計画の別紙を作成し記載するようにしてください。
- 3 セルフプランについても、5時間未満の利用がやむを得ない場合は、その理由の記入をお願いいたします。**既にセルフプランを本市に提出済**である場合は、**再提出は不要**ですので、当プランに追記する又は別紙を作成し記載していただく等の対応をお願いします。
- 4 指定生活介護事業所においては、対象となる方のサービス等利用計画またはセルフプランの写しの保存を適切に行ってください。

(参考)

平成30年5月2日付(障生第1118号)大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長
「生活介護における短時間利用減算について(依頼)」

＜サービス等利用計画に記載する5時間未満の利用がやむを得ない理由の記載例＞

- 精神科病院を退院したばかりであり、今後入退院を繰り返さずに済むよう、本人の体調等に合わせ、短時間の支援を実施する必要がある。
- 自閉的傾向があり、興奮し混乱すると数時間単位で不穏状態が続く場合がある。そのような場合には、支援を短時間に限定する等1日のスケジュールの変更等を行う必要がある。
- 睡眠障がいに伴う起床時間の不安定等により生活リズムが崩れ、生活介護サービスを一日利用する体力が持続しないため、支援を短時間に限定する必要がある。
- 精神障がいにより対人における緊張が高く、疲れやすいため、短時間の支援を実施する必要がある。
- 身体障がいによる過度の筋緊張のため、一日車椅子を利用することが困難であり、短時間の支援を実施する必要がある。
- 泌尿器科、整形外科又はリハビリ等の通院のため、支援を短時間に限定する必要がある。

など

※上記の記載例については、あくまでも参考であり、このような記載があることだけをもってやむを得ない理由の判断になるという趣旨ではありませんので、くれぐれもご留意下さい。

(サービス等利用計画に関すること)

障害福祉認定給付課

電話：06-4309-3184(直通)

FAX：06-4309-3813

(短時間利用減算の算定に関すること)

障害福祉事業者課

電話：06-4309-3187(直通)

FAX：06-4309-3813

【生活介護】

(短時間利用減算①)

問49 前3月における事業所の利用者のうち、事業所の平均利用時間が5時間未満の利用者のしめる割合は、具体的にどのように算出するのか。

(答)

以下の方法により、算出した割合が100分の50以上である場合に、短時間利用減算を適用する。

- ① 各利用者について、前3月における利用時間の合計時間を、利用日数で除して、利用日1日当たりの平均利用時間を算出する。
- ② 当該月における、①により算出した平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数を、事業所の利用者の延べ人数で除する。

[例] (略)

(短時間利用減算②)

問50 重度の身体障害者や精神障害者は、障害特性や症状、通院や起床介護などの生活パターンなどの理由で、5時間未満の利用になってしまう場合があるが、そのような利用者についても、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に含むのか。

(答)

例えば、重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因するやむを得ない理由により5時間未満の利用になってしまう利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除いて差し支えない。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であり、市町村においては当該計画等を基に判断されたい。

(短時間利用減算③)

問51 利用時間については、送迎のみを実施する時間は含まれないとされているが、遠方からの利用者で送迎に長時間を要する利用者についても、送迎に要する時間は利用時間に含めないのか。

(答)

遠方からの利用者等、やむを得ず送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除いても差し支えない。

(短時間利用減算④)

問52 土曜日やイベントの日など、特例的に短時間の開所としている日については、利用者全員が5時間未満の利用となるが、これらの日についても利用時間の算定に含むのか。

(答)

運営規程に営業時間を明示した上で、特例的に短時間開所の日を設けている場合等については、平均利用時間の算定から外すなど柔軟な取扱いとして差し支えない。